

広域での都市計画の再編に関する基礎的調査研究

担当部科 居住科学部都市生活科、住生活科
研究期間 平成17~18年度

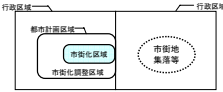
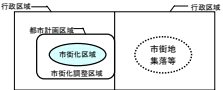
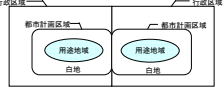
研究の目的

「市町村の合併の特例等に関する法律」の施行に伴い、道内では21地域において市町村合併が行われていますが、全ての合併地域に都市計画区域が指定されていることから、広域的な土地利用の実現や効率的な都市整備の推進等の観点から都市計画の再編についての検討が必要となります。本研究は、市町村合併に伴う広域的な都市計画の再編・見直しについて、道都市計画課と連携し、現地調査や日常生活圏の分析といった基礎的な調査研究により、都市計画上の課題を整理することを目的としています。

研究概要

今年度は、道内の合併地域を都市計画の観点から整理したうえで、道の都市計画決定事項である都市計画区域の見直しについての検討に向け、合併地域の土地利用状況等を把握するための現地調査等を実施しました。

都市計画区域指定状況からみた合併タイプ (下線部分が現地調査対象地域)

- 「線引き都市」同士が合併する地域
◇市街化区域又は市街化調整区域と市街化調整区域が接する地域
・「北斗市」：上磯町、大野町(ともに線引き都市)
- 「線引き都市」と「非線引き都市」、「非都市計画都市」が合併する地域
◇市街化区域と未都市計画都市が接する地域

・「北見市」：北見市(線引き都市)、羅臼町(非線引き都市)、端野町、常呂町(ともに非都市計画都市)
- 「線引き都市」と「非都市計画都市」が合併する地域
◇市街化調整区域と非都市計画都市が接する地域

・「函館市」：函館市(線引き都市)、戸井町、恵山町、観法華村、南茅渚町(いずれも非都市計画都市)
・「釧路市」：釧路市(線引き都市)、阿寒町(非都市計画都市)、音別町(非都市計画都市)
・「安平町」：早来町(線引き都市)、追分町(非都市計画都市)
・「石狩市」：石狩市(線引き都市)、厚田村(非都市計画都市)、浜益村(非都市計画都市)
◇都市計画区域外において非都市計画都市と接する地域
・「幕別町」：幕別町(線引き都市)、忠類村(非都市計画都市)
◇飛び地で合併する地域
・「伊達市」：伊達市(線引き都市)、大滝村(非都市計画都市)
- 「非線引き都市」同士が合併する地域
◇両都市計画区域が接する地域

・「名寄市」：名寄市、風連町(ともに非線引き都市)
・「岩見沢市」：岩見沢市(非線引き都市)、栗沢町(非線引き都市)、北村(非都市計画都市)
- 「非線引き都市」と「非都市計画都市」が合併する地域
◇都市計画区域と非都市計画都市が接する地域
・「森町」：森町(非線引き都市)、砂原町(非都市計画都市)
◇都市計画区域外において非都市計画都市と接する地域
・「八雲町」：八雲町(非線引き都市)、熊石町(非都市計画都市)
・「遠軽町」：遠軽町(非線引き都市)、生田原町、丸瀬布町、白滝村(ともに非都市計画都市)
・「枝幸町」：枝幸町(非線引き都市)、歌登町(非都市計画都市)
・「せたな町」：北檜山町(非線引き都市)、大成町(非都市計画都市)、瀬棚町(非都市計画都市)
・「士別市」：士別市(非線引き都市)、朝日町(非都市計画都市)
・「むかわ町」：鶴川町(非線引き都市)、穂別町(非都市計画都市)
・「大空町」：女満別町(非線引き都市)、東藻琴村(非都市計画都市)
・「洞爺湖町」：虹田町(非線引き都市)、洞爺村(非都市計画都市)
◇飛び地で合併する地域
・「日高町」：門別町(非線引き都市)、日高町(非都市計画都市)

合併に伴う都市計画上の課題(現地調査より)

●都市計画区域への新規編入

用途地域に隣接する非都市計画区域が市街化している場合は、新たに都市計画区域への編入が見込まれますが、指定に対する地域の合意形成が大きな課題です。

●都市計画税の新規徴収

新たに都市計画税を徴収する都市計画区域が生じる場合は、徴収の是非・徴収範囲・税率等について、対象となる地域住民の理解が不可欠となります。

●市町村都市計画マスタープランの見直し

新市のまちづくり方針に応じて都市計画マスタープランの見直しが必要ですが、旧市町村毎の複数の都市計画区域の調整や区域外の市街地等の地域間バランスを十分に考慮して取りまとめる必要があります。

●都市計画区域等の見直し

都市計画区域境界が旧行政界で設定され、合併により合理的な根拠が消失した場合は、新たに区域の見直しが想定されます。また、複数区域の用途地域や都計区域の指定方針・状況が異なる場合も、見直しが将来的な検討課題となります。

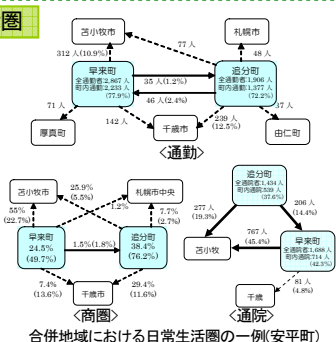
●都市計画区域外の取り扱い

都市計画区域外に一定の市街地や、別荘宅地等の個別分譲や定住の発生等の開発が懸念される場合は、都市計画を有する自治体の行政区域となるため、必要に応じ都市計画法等の積極的な活用について検討が求められます。

合併地域における日常生活圏

合併する全21地域について、通勤・通学・商圈・通院といった日常生活圏の既存データを整理、分析しました。

その結果、多くの地域の日常生活圏は、現在の都市計画区域や合併市町村を越えた大きな範囲で形成されていることが明らかになりました。



活用方法・成果

今年度の研究成果は、道都市計画課の都市計画区域の見直し方針に活用されました。来年度は、合併後の市町村を対象として、今後の市町村合併の動向も捉えながら、都市計画上の課題について整理する予定となっています。